

助成対象経費の明確化等

対象受検機関：公益財団法人大阪府漁業振興基金

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																												
<p>1 前回監査における検出事項と今回監査時点での是正状況について 平成27年度に実施した監査において、公益財団法人大阪府漁業振興基金（以下「基金」という。）が定める「公益財団法人大阪府漁業振興基金業務方法書」（以下「方法書」という。）及び「各事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の規定に基づき実施している各種助成事業について、方法書や実施要領において助成の対象・範囲等が具体的に定められていないため、助成の対象・範囲等が適正とは言い難い状況となっていることを検出した。 このため、助成事業については、助成する対象・範囲等を具体的に規程等で定めた上で、事業趣旨に沿って適正に執行されたいとの改善を求めたところであった。 これを受けて基金は、平成28年7月に13事業のうち4事業の実施要領を改正し、助成する対象・範囲を具体的に定め、平成28年度事業から執行している。</p> <p><b>【改正した実施要領】</b> 海域環境保全事業、資源管理型漁業推進事業、資源増殖推進事業、食育推進事業</p> <p><b>【主な改正内容】</b> (助成対象経費の範囲) 助成の対象となる経費は、事業を実施するうえで直接必要な旅費交通費、消耗品費、備品費、使用料（会場、タクシー等）、委託料、賃金、郵送料、謝金等とする。</p> <p>2 漁業者研修事業について (1) 漁業者研修事業の助成対象経費の範囲は、漁業者研修事業実施要領において規定している。実施要領の最終改正は平成23年4月1日であり、平成27年度に実施した監査での検出事項及び改善の求めを受けての改正はなされていない。</p> <p><b>【公益財団法人大阪府漁業振興基金漁業者研修事業実施要領】</b> (助成対象経費の範囲及び助成率等) 第3条 方法書第4条第2項に基づき助成の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）の範囲及び助成率は、次のとおりとする。 (1) 事業の助成の対象とする経費は、漁協又は漁連が行う漁業者の意識改革と漁業経営の向上に必要な各種研修に要する経費とする。 (2) 助成率は、経費の2分の1以内、最高限度額は、30万円とする。</p> <p>(2) 平成28年度実績 3件</p> <table border="1" data-bbox="243 1556 1495 1709"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業費（円）</th> <th>助成額（円）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業者研修事業1</td> <td>189,685</td> <td>91,000</td> <td>研修会 計6回 参加者 計166名</td> </tr> <tr> <td>漁業者研修事業2</td> <td>1,057,080</td> <td>300,000</td> <td>一泊二日（四国） 参加者22名</td> </tr> <tr> <td>漁業者研修事業3</td> <td>958,740</td> <td>300,000</td> <td>一泊二日（近畿） 参加者16名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 基金では、助成金交付申請書に添付されている研修事業の見積書から明らかな参加者の飲食費、観光地の入場料等は対象外としているものの、研修を行う時間数や行程に観光地が含まれて</p>	事業名	事業費（円）	助成額（円）	備考	漁業者研修事業1	189,685	91,000	研修会 計6回 参加者 計166名	漁業者研修事業2	1,057,080	300,000	一泊二日（四国） 参加者22名	漁業者研修事業3	958,740	300,000	一泊二日（近畿） 参加者16名	<p>1 漁業者研修事業実施要領においては、未だ助成の対象・範囲等が具体的に定められておらず、助成した経費に、本来助成対象であるのかどうか疑義が生じるおそれのあるものがあった。</p> <p>2 各事業の実施要領において規定された実績報告に、請求書（写）又は領収書（写）等（以下「請求書（写）等」という。）が添付されていないものがあった。 基金では、実績報告に添付すべき請求書（写）等が大量にあり、実務上添付することが困難である漁業協同組合等に対しては、基金の職員が当該漁業協同組合等に赴き、請求書又は領収書等を確認しているとのことだったが、その証跡が残されていなかった。</p> <p>(請求書（写）等が添付されていなかった例（一部）) (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1567 999 2297 1230"> <thead> <tr> <th>助成金名称</th> <th>経費の合計金額</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業者研修事業</td> <td>189,685</td> <td>91,000</td> </tr> <tr> <td>海域環境保全事業（貝毒対策）</td> <td>4,809,264</td> <td>4,320,000</td> </tr> <tr> <td>海域環境保全事業（海底耕耘）</td> <td>4,475,613</td> <td>3,978,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 助成対象に非常勤職員の人件費（賃金）を含む事業については、当該事業の実績報告において、対象となる人件費の金額の根拠となる資料の添付がなされておらず、基金において当該金額が助成対象として適正かどうかの確認がなされていなかった。</p>	助成金名称	経費の合計金額	助成金額	漁業者研修事業	189,685	91,000	海域環境保全事業（貝毒対策）	4,809,264	4,320,000	海域環境保全事業（海底耕耘）	4,475,613	3,978,000	<p>下記1から3の視点を踏まえて、実施要領の見直しを検討されたい。</p> <p>1 未だ助成する対象・範囲が具体的に定められていない助成事業については、助成対象経費の明確な範囲や基準単価等について具体的な定めを行われたい。</p> <p>2 実績報告の際に、大量などの理由で、請求書（写）等を実務上添付することが困難な場合にあっては、基金が当該請求書等をチェックした証跡を残すなどにより、助成額が適正であることを確認したことが明確になるような仕組みにすることを検討されたい。</p> <p>3 助成対象に人件費を含む事業については、標準単価を設定するなどした上で、漁業協同組合等に対し日報等の作成及び提出を求めるなど、助成目的に合致するもののみが対象となっていることが明らかになるように検討されたい。</p>
事業名	事業費（円）	助成額（円）	備考																											
漁業者研修事業1	189,685	91,000	研修会 計6回 参加者 計166名																											
漁業者研修事業2	1,057,080	300,000	一泊二日（四国） 参加者22名																											
漁業者研修事業3	958,740	300,000	一泊二日（近畿） 参加者16名																											
助成金名称	経費の合計金額	助成金額																												
漁業者研修事業	189,685	91,000																												
海域環境保全事業（貝毒対策）	4,809,264	4,320,000																												
海域環境保全事業（海底耕耘）	4,475,613	3,978,000																												

いるかどうかにかかわらず、貸切バス（大型サロンバス）に要する費用、有料道路及び駐車場に要する費用、宿泊費、添乗員費用等を対象として助成金を算出していた。

(4) 漁業者研修事業2及び漁業者研修事業3の助成について、交付申請のあった経費の一部を助成対象経費として助成金を算出したが、その際、特段の基準もなく、基金の職員が各研修事業の事業費がそれぞれ600,000円を若干超える額になるよう宿泊費を調整し、最高限度額の300,000円を助成していた。

(漁業者研修事業2) ・助成金交付申請書での事業費 1,057,080円 （うち宿泊費 359,700円 (@16,350円)) ・基金の職員調整後の事業費 600,004円 （うち宿泊費 232,140円 (@10,552円))	(漁業者研修事業3) ・助成金交付申請書での事業費 958,740円 （うち宿泊費 417,120円 (@26,070円)) ・基金の職員調整後の事業費 600,140円 （うち宿泊費 208,000円 (@13,000円))
---	---

3 各種助成事業の実績報告の添付資料について

助成事業実施団体は、助成対象事業が完了したときは、方法書及び各事業の実施要領において実績報告を行うことと規定されており、実績報告書のほかに、事業実績書、収支決算書、領収書等の必要な書類を添付することとなっている。

【公益財団法人大阪府漁業振興基金業務方法書】

(実績報告)

第7条 前条により助成金の交付決定の通知を受けた漁業協同組合等は、事業が完了したときは、完了の日の翌日から起算して30日以内に実績報告書（別紙様式第3号）に別に定める書類を添付して代表理事に提出しなければならない。

【公益財団法人大阪府漁業振興基金海域環境保全事業実施要領】(実施要領例)

(実績報告)

第6条 漁連等は、助成対象事業が完了したときは、遅滞なく方法書第7条に定める実績報告書のほか、次の書類を添付して代表理事に報告するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号の②）
- (2) 収支決算書（様式第2号の②）
- (3) 経費の内訳決算書（様式第3号の②）及び請求書（写）又は領収書（写）等
- (4) 事業の経過及び完了を証するに足る写真
- (5) その他代表理事が必要と認める書類

措置の状況

- 1 助成対象を明確化するため、漁業者研修事業実施要領ほか4事業実施要領について、助成の対象・範囲等を具体的に定めた。
- 2 実績報告の際に請求書（写）等の添付を徹底させる。ただし、大量などの理由で、請求書（写）等を実務上添付することが困難な場合にあっては、当基金が立入検査等で当該請求書等をチェックした証跡がわかるよう、決算額の明細について事業経費と照合するためのチェックリストを作成させ、助成額が適正であることを確認する。
- 3 助成対象に人件費(賃金)を含む事業については、大阪府漁連の賃金を標準単価と定め、勤務日及び勤務内容を記載した日報を作成、提出させ、助成目的に合致する賃金のみを助成対象とする。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月6日から同月7日まで）

固定資産の登録区分について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																						
<p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）では、取得した固定資産を研究所固定資産管理規程及び研究所会計規程の規定に基づき、勘定科目ごとに分類整理し登録を行っている。</p> <p><b>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所固定資産管理規程】</b>                      (分類)                      第6条 法人が所有する固定資産は、会計規程第6条に規定する勘定科目の定めるところにより分類整理するものとする。                      (取得の認識)                      第12条                      2 固定資産の取得を認識した場合は速やかに固定資産の登録を行わなければならない。</p> <p><b>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所会計規程】</b>                      (勘定科目)                      第6条 法人の取引は、別に定める勘定科目により区分するものとする。</p> <p><b>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所会計規程取扱細則】</b>                      (勘定科目)                      第4条 会計規程第6条に規定する勘定科目の主なものは、別表1のとおりとする。                      別表1 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="231 1230 1225 1465"> <thead> <tr> <th colspan="3">勘定科目名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">固定資産</td> <td rowspan="5">有形固定資産</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> </tr> </tbody> </table>	勘定科目名称			固定資産	有形固定資産	土地	建物	構築物	機械及び装置	工具・器具及び備品	<p>資産区分の定義が明確化されていないため、同種の固定資産が異なる資産区分により登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="1270 514 2270 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産名称</th> <th>金額 (円)</th> <th>資産区分 (勘定科目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高速液体クロマトグラフィー (HPLC) 装置</td> <td>6,372,000</td> <td>工具・器具及び備品</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高速液体クロマトグラフ装置</td> <td>9,396,000</td> <td>機械及び装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産の登録区分を誤った結果、本来あるべき耐用年数とは異なる耐用年数により減価償却が行われるため、減価償却費が正確に算定されない可能性がある。</p>		固定資産名称	金額 (円)	資産区分 (勘定科目)	1	高速液体クロマトグラフィー (HPLC) 装置	6,372,000	工具・器具及び備品	2	高速液体クロマトグラフ装置	9,396,000	機械及び装置	<p>資産区分の明確化や固定資産の登録誤りを防止するため、細則等の作成を検討されたい。</p>
勘定科目名称																								
固定資産	有形固定資産	土地																						
		建物																						
		構築物																						
		機械及び装置																						
		工具・器具及び備品																						
	固定資産名称	金額 (円)	資産区分 (勘定科目)																					
1	高速液体クロマトグラフィー (HPLC) 装置	6,372,000	工具・器具及び備品																					
2	高速液体クロマトグラフ装置	9,396,000	機械及び装置																					
<b>措置の状況</b>																								
<p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所固定資産管理規程等で明確な定義がない固定資産については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所会計規程取扱細則第40条により、「会計規程取扱細則第40条に基づく別の定め」として定めた。                      当定めに照らし「1 高速液体クロマトグラフィー 6,372,000円」については、機械及び装置として修正登録した。</p>																								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月9日及び同月10日）